

福岡県公報

平成二十二年十月十五日
第三千七百七十二号
増刊 ①

目次

条 例 (第二十四号・第三十号)

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) …………… 二

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) …………… 二

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) …………… 二

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁義務教育課) …………… 二

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) …………… 三

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (警察本部生活環境課) …………… 三

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) …………… 三

公布された条例のあらまし

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 近年の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本県職員の期末手当及び勤勉手当について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部を

改正する条例

(総務部人事課)

1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与について、国際機関等に派遣される国家公務員との均衡を考慮し、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 近年の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本県公立学校職員の期末手当及び勤勉手当について所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁義務教育課)

1 県立特別支援学校の整備に関する計画の実施に伴い、県立特別支援学校の名称を改めることとした。
2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 近年の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本県警察職員の期末手当及び勤勉手当について所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(警察本部生活環境課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の制定により、店舗型風俗特殊営業に関する規定が整備されたことに伴い、新たに当該営業の禁止地域等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、平成二十三年一月一日から施行することとした。ただし、第九条第五号の改正規定は、公布の日から施行することとした。

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(議事事務局議事課)

1 市町村の合併による郡市の区域の変更並びに平成十七年の国勢調査人口及び公職選挙法第十五条各項の規定等を踏まえ、総合的に検討した結果に基づき、福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十四号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「支給日」という。(一)の下に「同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

第二十二条第一項中「定める日」の下に「同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十五号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条

例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する」を「人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する」に改め、ただし書を削る。

第四条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十六号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「支給日」という。(一)の下に「同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

第二十一条第一項中「定める日」の下に「同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県条例第二十七号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第二項の表六の項中「福岡県立福岡養護学校」を「福岡県立福岡特別支援学校」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十八号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「支給日」といつ。（）に「」の下に「」同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

第二十一条第一項中「定める日に」の下に「」同日におけるこの条例の規定による額を」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百十二号）第十八条」を「更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条」に改める。
別表第三に次のように加える。

令第五条に規定する営業
福岡県の全地域

附則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、第九条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十号

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八十八人」を「八十六人」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第二条）

選挙区	議員数
北九州市門司区	二人
北九州市小倉北区	三人
北九州市小倉南区	三人

北九州市若松区	二人
北九州市八幡東区	一人
北九州市八幡西区	四人
北九州市戸畑区	一人
福岡市東区	四人
福岡市博多区	三人
福岡市中央区	三人
福岡市南区	四人
福岡市城南区	二人
福岡市早良区	三人
福岡市西区	三人
大牟田市	二人
久留米市	五人
直方市	一人
飯塚市・嘉穂郡	二人
田川市	一人
柳川市	一人
八女市・八女郡	二人
筑後市	一人
大川市・三潴郡	一人
行橋市	一人
中間市	一人
小郡市・三井郡	一人
筑紫野市	二人
春日市	二人
大野城市	二人
宗像市	二人
大宰府市	一人

古賀市	一人
福津市	一人
うきは市	一人
宮若市・鞍手郡	一人
嘉麻市	一人
朝倉市・朝倉郡	二人
みやま市	一人
糸島市	二人
筑紫郡	一人
糟屋郡	三人
遠賀郡	二人
田川郡	二人
京都郡	一人
築上郡・豊前市	一人

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。